

(案)

令和 7 年 11 月 13 日

東 京 労 働 局 長

増 田 嗣 郎 殿

東京地方最低賃金審議会

会 長 本 田 敦 子

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業に係る特定最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 9 月 16 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかったので答申する。

記

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

以上